# 押印の見直しに伴う関係規則及び訓令の一部改正について

# 1 目的

行政手続における申請者の負担軽減や事務の簡素化を図るため、関係規 則及び訓令において定める押印手続を見直し、様式の改正を行うもの。

# 2 改正を行う規則及び訓令

- (1) 県立中学校管理運営規則
- (2) 県立高等学校管理運営規則
- (3) 県立特別支援学校管理運営規則
- (4) 県立中等教育学校管理運営規則
- (5) 職員の被服貸与規則
- (6) 宮崎県育英資金貸与条例施行規則
- (7) 技能教育施設の指定等に関する細則
- (8) 社会教育主事の資格の認定に関する規則
- (9) 博物館の登録に関する規則
- (10) 宮崎県総合博物館管理運営規則
- (11) 宮崎県体育館管理規則
- (12) 宮崎県ライフル射撃競技場管理規則
- (13) 宮崎県教育研修センター処務規程
- (14) 職員服務規程
- (15) 宮崎県教育庁等職員倫理規程
- (16) 県立図書館処務規程
- (17) 宮崎県総合博物館処務規程
- (18) 宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程

# 3 施行期日

公布又は公表の日

※(11) 宮崎県体育館管理規則及び(12) 宮崎県ライフル射撃競技場管理規則は令和4年4月1日施行

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会規則第 号

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中学校管理運営規則(平成18年宮崎県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

を削る。 田田 別記様式第1号から別記様式第12号までの規定及び別記様式第14号から別記様式第16号までの規定中

別記様式第17号中「印」を削る。

別記様式第19号中「町」を削る。

中学校長」に改める。 中学校長[印]」を「宮崎県立 別記様式第20号中「宮崎県立

別記様式第21号及び別記様式第22号中「印」を削る。

別記様式第24号から別記様式第26号までの規定中「印」を削る。

別記様式第27号中「町」を削る。

所 則

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会規則第 号

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第10号までの規定中「印」を削る。

「③」を「3」に改める。 別記様式第11号中「 $\widehat{m{m}}$ 」を削り、「 $\widehat{m{u}}$ 」を「 $m{1}$ 」に、「 $m{Q}$ 」を「 $m{2}$ 」に、

別記様式第13号及び別記様式第14号中「回」を削る。

別記様式第15号中「印」を削る。

別記様式第17号中「印」を削る。

高等学校長」に改める。 高等学校長回」を「宮崎県立 別記様式第18号中「宮崎県立

別記様式第19号及び別記様式第20号中「印」を削る。

別記様式第22号から別記様式第24号までの規定中「印」を削る。

別記様式第25号中「印」を削る。

所 則

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会規則第 号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 県立特別支援学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第9号)

別記様式第1号から別記様式12号までの規定中「阿」を削る。

[③]を「3」に改める 別記様式第13号中「印」を削り、「①」を「1」に、「②」を「2」に、

別記様式第16号から別記様式第18号までの規定中「印」を削る。

別記様式第19号中「印」を削る。

別記様式第21号中「印」を削る。

学校長」に改める。 学校長印」を「宮崎県立 別記様式第22号中「宮崎県立

別記様式第24号及び別記様式第26号から別記様式第28号の規定中「印」を削る。 別記様式第23号、

別記様式第29号中「阿」を削る。

所 到

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会規則第 号

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中等教育学校管理運営規則(平成14年宮崎県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第12号までの規定中「印」を削る。

「③」を「3」に改める 別記様式第13号中「印」を削り、「①」を「1」に、「②」を「2」に、

別記様式第15号から別記様式第17号までの規定中「印」を削る。

別記様式第18号中「印」を削る。

別記様式第20号中「阿」を削る。

中等教育学校長」に改める。 を「宮崎県立 中等教育学校長印 別記様式第21号中「宮崎県立

別記様式第22号及び別記様式第23号中「印」を削る。

別記様式第25号から別記様式第27号までの規定中「印」を削る。

別記様式第28号中「印」を削る。

所 則

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Ш 町 令和4年 更 宮崎県教育委員会規則第 職員の被服貸与規則の一部を改正する規則

職員の被服貸与規則(昭和48年宮崎県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号

簿

中

貧

照

殺

f f	ħ					
単	#					
所属長	確認印					
10分子						
쐔	受領印					
中	公					
红	出					
被	職名					
40年日	貝子朔间					
<b>■</b> **	数 重					
40000000000000000000000000000000000000	其中品石					
\$ 1 1 1 1 1	貝子牛カロ					
床務担	当者印					
所属長	承認印					

この貸与簿は、貸与品別に作成すること。 備考欄には、返納後のてんまつ等について記入すること。 (浜) 1

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則(昭和49年宮崎県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第10号及び別記様式第11号を次のように改める。

# 育英資金貸与申請書

# 宮崎県教育委員会 殿

宮崎県育英資金貸与条例及び宮崎県育英資金貸与条例施行規則第3条の規定により、育英資金の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

							学校名		
1	申請者の氏	名、住所、連絡	先等				申請日	年	月 日
	氏 名 (自署)		-				電話番号	_	_
	住 所	〒 −					携帯電話 号	_	_
2	親権者全員	の氏名、住所、	連絡先等				ш 7		
	※ 一般に父母	l-それぞれに親権か	ぶあり、未成年	の場合、同意	確認のた	め両名	の署名が必要	ことなります。	
		親権者が一人又は						ださい。	
	なお、親権	者①は、貸与が決	:定した場合に	、原則、第一	連帯保証	E人とな	:ります。		
			親権者①				親	権者②	
	氏 名 (自署)	(++++		7 - 6 /					
	A- 35	(申請者の□ 3		その他(	) )	(甲請者	竹の口 父 口	母 □ その(t	<u>t</u> ( ))
	住所						_		
	電話番号		_	_			_	_	
	携帯電話番号		_	_			_	_	
3	申請内容欄	•		採用の種	類(□	予約	採用 口 在	学採用 🗆	緊急採用)
	希望する育	英資金の種類		□ 一般	育英資金	金	□ へき地す	育英資金	
	希望貸与月	額(裏面6参照	)					円	
	貸与期間				年	月だ	116	年	月まで
	家族の状況		T					宮崎県教育委	員会確認欄
		呂(続柄)		属 ・学校名等)	同居の	·別居 別	就学者の 場合選択	所得金額	特別控除額
	1)	(本人)	)			□別居	□国公立 □私立		
	2	(	)			□別居	□国公立 □私立		
	<u>3</u>	(	)		_	□別居	□国公立 □私立		
	5	(	)			□別居	□国公立 □私立		
	6	(	)		_	□別居	□国公立 □私立		
	7	(	)			□別居	□国公立 □私立		
			•						小計
	特記事項	□就学者・未就学児	がいる(就学者	<ul><li>未就学児の数</li></ul>	(人)				
	該当するもの	□ひとり親家庭であ							
	にチェック (✔) を入れる	□主たる生計維持者							
	(V) &/(U)	□長期に療養を必要		- )					
		□障がいのある家族			人)				
		<ul><li>□火災・風水害又は</li><li>□その他事情</li></ul>	<b><u> 公</u>無寺の依吾を</b>	文り た				合計	∆.≑L
		L CVIETIA							合計
##-#	<b>上</b> 排人数( 人	) 収入基準額(	万円) 認定所得金		空除額) (		) 万円	l	I
4	確認欄	7 70 702 1 800 0	74147	07117.3287 17772			, ,,,,,		
		)制度内容と、裏	面の重要事	項について確	確認 しま	した。			
	借りるのは	は申請者(生徒)	本人であり	、返すのも申	= 請者本	人であ	っることを、	十分に理解し	しました。
	一 借りるのに	は申請者であるが	、連帯保証.	人も同等の債	養務を負	うこと	:を理解しま	した。	
		質、返す金額につ				-			
	] 借りる目的 しました。	力は、申請者の修	学(学資)	のためである	うことを	理解し	、、必要性に	ついて認識の	)共有を
		者本人が、借り 外の修学支援制							
_	147595 220			` ` `		^ 0	7.17.2 - 1	= = 0, 0 /	- 0

#### 注意事項

- (1) 太枠内を消えないインクのペンで記入してください。また、□は該当するものを選択し、✔を入れてください。
- (2) 申請者と親権者が、それぞれ自筆で記入してください。

### 5 重要事項

- (1) 貸与が決定した場合は、県教育委員会が定める期日までに育英資金借用証書等の必要書類を速やかに提出すること。
  - この場合、育英資金借用証書には、申請者及び2人の連帯保証人の連署が必要となること。
- (2) 申請者が貸与を受けた場合に、貸与が終了した後、育英資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数分について、宮崎県育英資金貸与条例に定める延滞利息を支払うことになること。
- (3) 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担すること。
- (4) 申請者及び連帯保証人は、育英資金の貸与又は返還のために必要があるときに宮崎県教育委員会が申請者及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、収入等について行う調査に対し、回答する必要があること。
- (5) 前項の調査に対し、回答をしない場合は、貸与期間中に貸与を停止される場合や、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求される場合があること。
- (6) 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求及び連帯保証人の1人が行う債務の承認は、育英資金の貸与を受けた者及び他の連帯保証人に対してもその効力を生ずること。

### 6 貸与月額一覧表

高等学校(特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程を含む)・専修学校高等課程・高等専門学校

貸与月額一覧 (単位:円

貝丁// 识 見		(十四:11)
	一般育英資金	へき地育英資金
国公立・自宅通学	18, 000	27, 000
	14,000	21,000
	9, 000	14,000
国公立・自宅外通学	23, 000	38,000
	18,000	29,000
	12, 000	19, 000
私立・自宅通学	30,000	34,000
	23, 000	26, 000
	15, 000	17,000
私立・自宅外通学	35, 000	45, 000
	27, 000	34, 000
	18, 000	23, 000

大学・短大・専修学校専門課程

貸与月額一覧 (単位:円)

	(単位:円)
大学	短期大学
	専修学校専門課程
44, 000	44,000
33,000	33, 000
22,000	22,000
50,000	50,000
38,000	38, 000
25, 000	25, 000
53, 000	52,000
40,000	39, 000
27,000	26,000
63,000	59,000
48, 000	45, 000
32,000	30,000
	44, 000 33, 000 22, 000 50, 000 38, 000 25, 000 40, 000 27, 000 63, 000 48, 000

返還目安額の例(返還期間最大、返還方法月賦の場合)

高等学校(特別支援学校高等部及び中等教育学校後期課程を含む)・専修学校高等課程・高等専門学校

(単位:円)

一般育英資金	貸与月額	3年間利用時の総額	毎月の返還目安額	返還期間
国公立・自宅通学	18, 000	648, 000	4, 500	12年
国公立・自宅外通学	23, 000	828, 000	5, 750	(返還開始年に18歳の
私立・自宅通学	30,000	1, 080, 000	7, 500	場合30歳の年まで)
私立・自宅外通学	35, 000	1, 260, 000	8, 750	

大学 (単位:円)

	貸与月額	4年間利用時の総額	毎月の返還目安額	返還期間
国公立・自宅通学	44,000	2, 112, 000	11,000	16年
国公立・自宅外通学	50,000	2, 400, 000	12, 500	(返還開始年に22歳の
私立・自宅通学	53, 000	2, 544, 000	13, 250	場合38歳の年まで)
私立・自宅外通学	63, 000	3, 024, 000	15, 750	

※ 100円未満の端数は調整が入ります。

育英資金異動届		年	月	目
宮崎県教育委員会 殿				
下記の異動が生じましたので、届け出ます。				
採用決定番号				
貸 与 生 氏 名				
第一連帯保証人氏名				
<ul><li>1 届出の内容(該当箇所の□に√を入れ、日付・期間等</li><li>□ 辞退(年月分から)</li><li>□ 退学(年月付)</li></ul>	等を記入)			
□ 休学 ( 年 月付 休学期間 年 月	日~	年	月	目)
<ul><li>□ 再開( 年 月分から)</li><li>□ 長期欠席 ( 年 月 日~ 年</li><li>□ 同学年再履修( 年 月 日~ 年</li></ul>		日) 日)		
<ul> <li>□ 貸与区分変更 ( 年 月分から) ※貸与額変</li> <li>□ 転籍・専攻科進学 ( 年 月分から) ※貸与額変</li> <li>□ 留学 ( 年 月 日~ 年 月</li> <li>□ その他 ( 年 月付 届出内容</li> </ul>				
2 今後の連絡先・文書送付先(□ 貸与生 □ 第一章 (住所) 〒 -	車帯保証人	、口そ	一の他(	
	(電話			)
学校記入欄 上記のとおり異動がありましたので、提出します。				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	F 月	日		
校長名			[ II	戦印

注意事項 1 貸与生、第一連帯保証人が署名、必要事項記入の上、在学する学校に提出してください。 2 貸与生から提出を受けた学校は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、県教育委員会に提出してください。

# 育英資金返還猶予申請書

					甲	請日	年	月	日
宫峰	<u> </u>	員会 殿							
	現 住 所	〒	_			所在地	₹	_	
本人	ふりがな 氏 名				勤務先	勤務先名			
	電話番号	(自宅) (携帯)	<u>-</u>	-		電話番号	_	-	-
連	現 住 所	<u></u>				所在地	〒 -	•	
帯保	ふりがな 氏 名				勤務先	勤務先名			
証人	電話番号	(自宅) (携帯)	-	-		電話番号	_	_	_

次のとおり、宮崎県育英資金の返還猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

採用決定番号			年	月 日から
又は納付番号		度)	年	月 日まで
申請理由	添付書類	•		
口在学	口在学証明書原本(学校は	大学院、大	学、高等専門	学 校 、 高 等 学 校
	又は専修学校(専門課程	及び高等課	程)に限る。	)
口上記以外の学校に	口在学証明書原本			
在籍中又は進学準備中	口その他(		)	
□疾病·傷病	□診断書原本(治療期間及	び就労困難	の旨の記載)	
口出産による減収	口母子健康手帳(表紙と出産	証明日欄(如	壬娠中は分娩予定	日欄)の写し)
□ 育児休業・介護休業による減収	□休業証明書原本 □その	他(		)
口被災	口市町村長又は消防署長が	発行するり	災証明書	
□経済的困窮	□所得関係書類 (下記のい	ずれか)		
□ 失 業·解 雇·倒 産	(所得証明書原本·源泉徴収到)	票の写し・直	近の給与明細書	₹3か月分の写し)
・出産退職	口会社が発行した書類(休業	き証明書原え	本・退職証明書	原本
□低収入	・その他(			) )
□生活保護	□生活保護受給証明書原本(受給者	証は不可)		
□ 無 職·未 就 労	口「今後の見通し」各欄に	状況の詳細	を記入 □その	)他(  )
口その他( )	口その他 (			)
	収支の実情		返還困難事情	青の詳細
	年間収入 約	万円		
	収入の内容			
現在の状況	口給与			
	口給与収入以外の所得	`		
	□その他 (	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	年間支出 約	万 円		
今後の見通し	猶予期間後の返還計画		返還計画を実	現するための
			具体的な活動	1
※ 申請理由欄の区分	返還開始年	月分から		
で「無職・未就労」	返 還 月 額 (	円)		
を選択した場合は、	年間返還額(	円)		
必ず記入。その他の	返還金にあてる資金の目処			
区分を選択した場合	口()による収入増			
も、できるだけ記入	│ □( ) による支出減 │ □その他( )			
すること。				

#### 注意事項

- 1 添付書類忘れに御注意ください。
- 2 書類提出後、猶予の適否の判断に当たり時間を要するため、お早めに御提出ください。
- 3 御記入いただいた情報は、本育英資金事務のために利用し、それ以外の目的に利用することはありません。
- 4 当申請書の記載内容と添付書類で猶予適否の判断が困難な場合には、電話等でのお問合せや、別途に理由書や説明書等の提出を指示することがあります。

別記様式第17号及び別記様式第18号を次のように改める。 別記様式第14号中「侚」を削る。

育英資金輔	云学時	継	続	顛		
宮崎県教育委員会 殿						
(採用決定番号 貸与生氏名			)	4	年 月	日
第一連帯保証人氏名					_	
育英資金の貸与を受けておりますが、 育英資金の貸与を継続したいので、願い出		おり	転学	とし、転学	ー 先におい	ても
転学の状況						
転学元				転学	先	
学 校 名	学	校	名			
学 科 等	学	科	名			
□全日制 □定時制 □通信制				□全日制	□定時制	□通信制
学 年	学		年			
最終在籍日		入	日			
卒業予定年月	卒業予	定生	<b>F</b> 月			
※ 単位制の場合の卒業予定年月は、卒業に要する単位	立を最短で	取得し	_た場	合の予定を	記入。	
在学校記入欄 上記のとおり転学し、転学先においても継続して∫	資与を受け	ナるこ	ことが	べきる者 <sup>~</sup>	であると証明	明します。
			年	月	目	
	学核	2名				
	校長	長名				職印
転学先記入欄						
上記のとおり、本校に転入したことを証明します			年	月	日	
	•	学校				
	;	校長	:名			職印

# 注意事項

- 1 貸与生、第一連帯保証人が署名、必要事項記入の上、在学校に提出してください。
- 2 貸与生から提出を受けた在学校は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、県教育委員会に提出してください。
- 3 転学後、貸与区分の変更等による貸与額の増減がある場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付してください。

【第18号(第139	余 <u></u> 段徐)				
		1	主所氏名	等変更届	
宮崎県教育委員	会 殿				
下記のとおり変	更が生じま	ミした	ので報告し	ます。	
※届	出人氏名				
		<b>関係</b>		□第一連帯保証人	□第二連帯保証人
※届	出日	T	年	月日	
※ 採用決定					
※ 貸与生日					
<ul><li>※ 異動がる</li><li>※ 変更事項</li></ul>	あった者 <u></u> T		記入箇所	※ 変更事項	記入箇所
□住所	~	(1),		□ 返還方法	(5)
□ 氏名			(4)	□ 返還金口座	(6)、(7)
□勤務先□電話系			(9) (10)	□ 書類送付先	(11)
□□電話番	万	(12)			
住所変更	旧住所		(1)〒 −		
	新住所		$(2)\overline{\top}$ –		
改氏名	ふりがな		(3)		
	変更前氏				
	ふりがな		(4)		
返還方法	変更後氏	4	(5) □ 月則		]年賦
返還金口座(	<b>科録・</b> 変更	<u> </u>			
及逐业日庄 (	豆虾 交叉	-/		元五以	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
口座振替依頼	書の送付希	望	(7) ロ あり		/
勤務先等	名称		(8)		
	所在地		(9)〒 −		
	電話番-	<del></del>	(10)		

# 注意事項

1 □は、該当の□に✔印をつけてください。

書類の送付先

※連絡先電話番号

- 2 ※は必須事項です。必ずご記入ください。
- 3 変更のあった項目及び届出人氏名を記入し、県教育委員会に提出してください。
- 4 収集した個人情報は、本育英資金事務のために利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

(11)

(12)

- 5 次の変更は、この様式ではできませんので、所定の様式で届け出てください。
- ・連帯保証人を他の方に変更する場合
- ・ 貸与中の在籍や貸与額に関する事項を変更する場合
- ・ 返還中の返還猶予申請・返還免除申請をする場合

□借受人 □第一連帯保証人

□第二連帯保証人

技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月

Ш

宮崎県教育委員会規則第 号

技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則

技能教育施設の指定等に関する細則(平成4年宮崎県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号までの規定中「⑩」を削る。

所 則

宮崎県教育委員会教育長

社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月

Ш

宮崎県教育委員会規則第 号

社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格の認定に関する規則(昭和35年宮崎県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「昭和」及び「⑩」を削る。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「昭和」を削る。

所 到

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月

Ш

宮崎県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和27年宮崎県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「⑩」を削る。

附 則

宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則

宮崎県総合博物館管理運営規則(昭和46年宮崎県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「印」を削る。

附 則

宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月

Ш

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則

宮崎県体育館管理規則(平成17年宮崎県教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「⑩」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

K ⊪ 宮崎県教育委員会教育長

> $\mathbb{I}\!\!\!/\!\!\!\!/$ 宮崎県教育委員会規則第

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

Ш

町

令和4年

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則(平成17年宮崎県教育委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「⑩」を削る。

三 丞 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

宮崎県教育研修センター処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育研修センター

宮崎県教育委員会教育長訓令第 号

宮崎県教育研修センター処務規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育研修センター処務規程(昭和55年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「阿」を削る。

附 則

職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会訓令第 号

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程(平成18年宮崎県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「⑩」を削る。

別記様式第3号(その1)から別記様式第3号(その6)までの規定中「⑩」を削る。

別記様式第4号を次のように改める。

(県立学校を除く。

各教育機関

淳一郎

K

⊪

宮崎県教育委員会教育長

様式第4号

岙

出

岙

譺

鬞

吊

簿

型

紀

殿

#

#

					_										
年に与えら れた年休日数	,	年中に使用 した年休日数	東用 B B B		紫	年から 年に繰り越せる日数	年に数	C = A - B	年中に使用できる 年休最大日数	D = 20 + C		C ⅓\$20 ⊞	Cが20日を超える場合は、	20日とする。	vo o
	年	<i>☆</i>	长	融					傷病休暇、特	特別休暇、耶	<b>戦務</b> 専急	\ 義務免	職務専念義務免除及び欠勤		
	#		* -	#	-	五	111 111			± · □ ※	時間数(累	(編潔)	傷病名·特休等	世 は ・ 務	111 111 111
田月日	牽	Ē	五·時間数(累計)	側	ん	式 训 作	<u></u> 万属大	中請月日	州	第 休	特休等	人 勤	田財の	古 ய 他	<u></u>
1	A B	時分	由日						月日時分						
п	) 日 日	年 分						П	月日時分						
	A B	時分	由日						月日時分						
п	) 日 日	臣 分						п	月日時分						
1	A B	時分	由日						月日時分						
п	) 日 日	時 分						п	月日時分						
	Я В	時分	金田田						月日時分						
П	) В В	臣 分						п	月日時分						
	Я В	時分	盐						月日 時分						
п	) 月 日	臣 分						п К	月日時分						
	Я В	時分	盐						月 目 時 分						
п	月月	時 分	( . )					Н	月日時分	) (	(				
П	月 日 (	臣 分	由日					ш	月日時分						
I	) Н Н	時 分							月日時分						

※欄は、庶務担当者が記入すること。 ( )内は、累計を記入するものとし、病休は引き続いて取る場合の、特休等は同一事由による場合の累計とすること。 H 23

別記様式第5号中「公印」を削る。

別記様式第6号及び別記様式第7号中「⑩」を削る。

附 則

宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

上

\*

各出先機関

各教育機関

宮崎県教育委員会訓令第 号

宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令

(平成20年宮崎県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。 宮崎県教育庁等職員倫理規程

別記様式中「⑩」を削る。

財 別

県立図書館処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

県立図書館

宮崎県教育委員会教育長訓令第 号

県立図書館処務規程の一部を改正する訓令

県立図書館処務規程(昭和55年宮崎県教育委員会教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附則

宮崎県総合博物館処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

Ш 町 令和4年 淳一郎 K ⊪ 宮崎県教育委員会教育長

宮崎県総合博物館

 $\mathbb{I}_{\mathcal{D}}$ 宮崎県教育委員会教育長訓令第 宮崎県総合博物館処務規程の一部を改正する訓令

(昭和55年宮崎県教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。 宮崎県総合博物館処務規程

を削る。 別記様式中「印」

三

圣

宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第 号

宮崎県教育庁スポーツ指導センター

宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程(昭和58年宮崎県教育委員会教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「阿」を削る。

所則